

# 14 少年非行の概況と福祉犯の取締り

## 少年非行の概況

令和2年中、県内では刑法犯少年141人、特別法犯少年24人、不良行為少年2,557人を検挙・補導しました。

### ■刑法犯少年

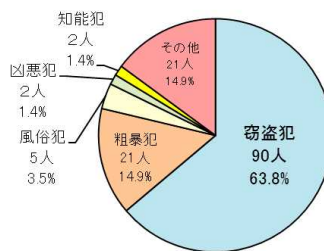
刑法犯少年の検挙・補導人員は、前年から53人減少し、統計が残る昭和26年以降、過去最少となりました。

罪種別では、窃盗犯が最多（全体の63.8%）、次いで粗暴犯（全体の14.9%）等の順となっています。初発型非行と呼ばれる手口の万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領が、全刑法犯少年の52.5%を占めています。

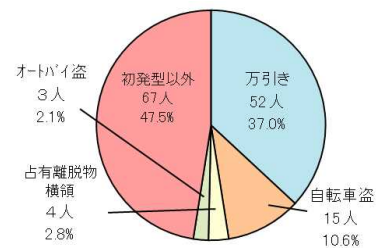
学職別では、高校生が36人で最も多く、次いで小学生が35人、有職少年が34人等の順でした。

	H28	H29	H30	R元	R2
刑法犯少年	248	293	197	194	141
特別法犯少年	67	47	42	31	24
不良行為少年	3,376	3,081	2,365	2,018	2,557

【過去5年間の少年非行概況】



【刑法犯 罪種別】



【初発型非行】

### ■特別法犯少年

罪種別では、児童買春・児童ポルノ法違反が7人で最も多く（児童ポルノ製造等）、次いで軽犯罪法違反が5人等の順となっています。

学職別では、高校生が14人で最も多く、次いで有職少年が5人等の順でした。

### ■不良行為少年

行為別では喫煙が1,714人で最も多く、次いで深夜はいかいが455人となっており、この2つで全体の約84.8%を占めています。

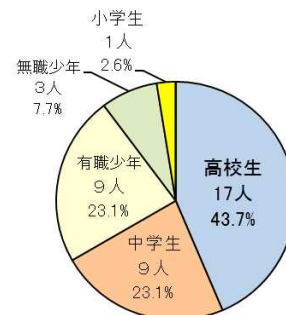
学職別では、有職少年が1,315人で最も多く、次いで高校生が461人、無職少年が370人等の順でした。

## 福祉犯の取締り

近年、子供たちのスマートフォン等インターネット接続機器の所持率が高まる中、これらに起因した児童買春や児童ポルノ等、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害が発生しています。警察では、福祉犯の取締りを積極的に推進するとともに、被害防止のための啓発活動を実施しています。

罪種	検挙件数	検挙人員	被害者数
少年保護育成条例	19	23	22
児童買春・児童ポルノ法	14	12	6
児童福祉法	1	1	1
風営適正化法	2	1	1
未成年者喫煙禁止法	9	9	9
合計	45	46	39

【令和2年中の法令別検挙状況】



【福祉犯被害者 学職別】